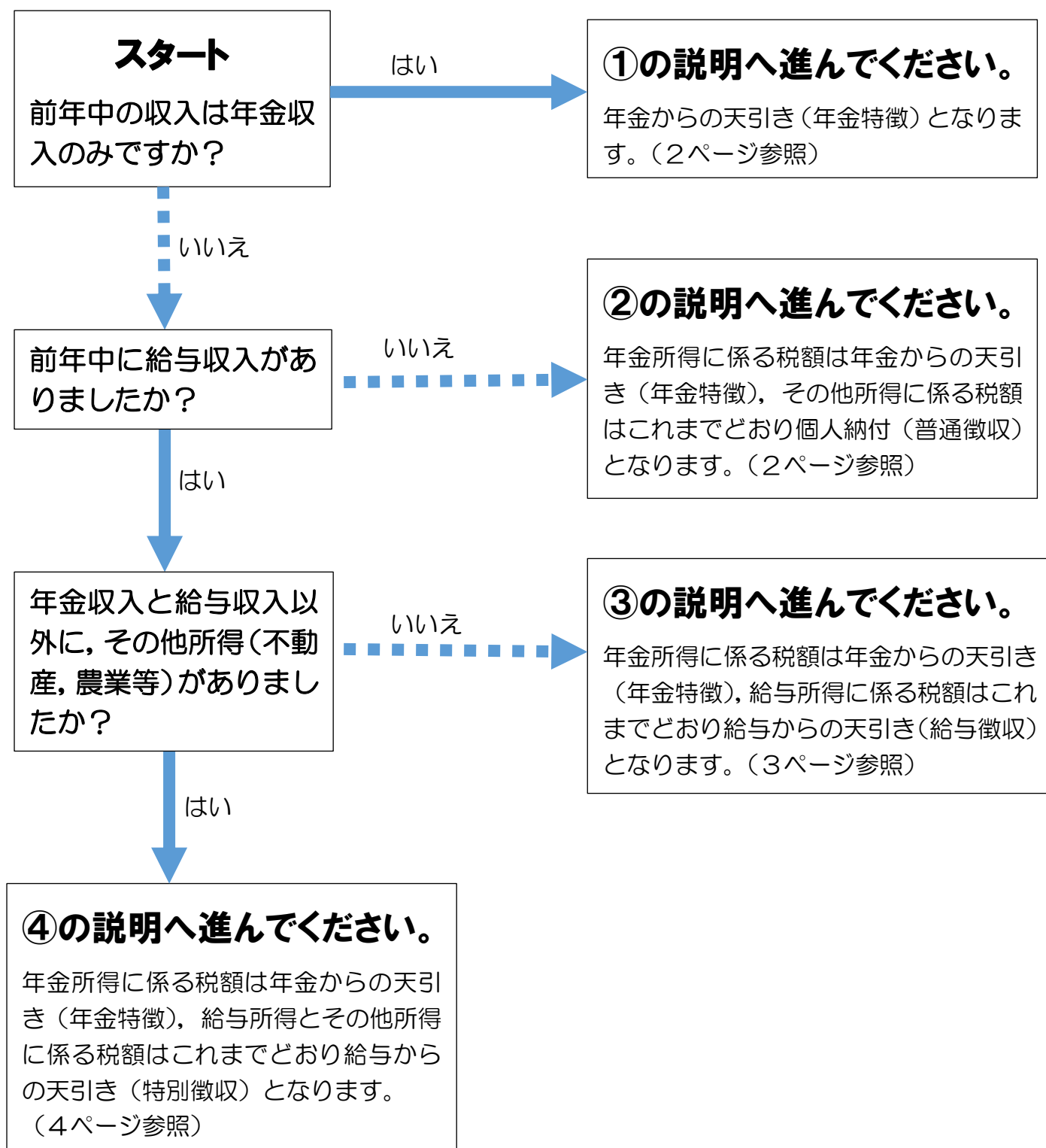


# 市民税・県民税のご自分の納付方法について、

下記のフローチャートから確認をお願いします。

※このフローチャートは、65歳以上の年金受給者で、公的年金からの特別徴収に該当される方を対象に作成しております。



※次ページから納付方法についての説明が始まります。

## ① 年金収入のみの方

年金所得に係る税額については、年金からの天引き（年金特徴）となります。

ただし、前年度年金特徴でない方（今年度から年金特徴開始の方）は、年金からの天引きの開始は、10月の年金支給分からになりますので、年税額の半分については、これまでどおり第1期（6月）と第2期（8月）に個人納付（普通徴収）で納付いただくことになります。

【例】今年度から年金特徴開始で年税額60,000円の場合

年金所得に係る税額	普通徴収 (納付書又は口座引き落とし)		公的年金等から特別徴収		
	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	翌年2月
60,000円	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

※翌年度からは全額が年金からの天引き（年金特徴）となります。

## ② 年金収入とその他の所得(不動産、農業等)のある方

年金所得に係る税額については、年金からの天引き（年金特徴）となります。

その他の所得（不動産、農業等）に係る税額に関しては、これまでどおり個人納付（普通徴収）となるため、納付方法が年金からの天引き（年金特徴）と個人納付（普通徴収）の二つに分かれることになります。

前年度年金特徴でない方（今年度から年金特徴開始の方）は、年金からの天引きの開始は、10月の年金支給分からになりますので、第1期（6月）、第2期（8月）の個人納付（普通徴収）分は、年金所得に係る税額の半分と、その他の所得に係る税額を合計した金額になります。

【例】今年度から年金特徴開始で年税額 100,000円

（内訳）年金所得に係る税額 60,000円 その他の所得に係る税額 40,000円の場合

- ・年金所得に係る税額の半分（30,000円）を個人納付（普通徴収）
- ・年金所得に係る税額の残り半分（30,000円）を10月、12月、2月の年金から天引き
- ・その他の所得に係る税額（40,000円）は、これまでどおり個人納付（普通徴収）

年金所得に係る税額	普通徴収(納付書又は口座引き落とし)		公的年金等から特別徴収		
	第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	翌年2月
60,000円	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
その他の所得に係る税額	普通徴収(納付書又は口座引き落とし)				
	第1期(6月)	第2期(8月)	第3期(10月)		第4期(1月)
40,000円	10,000円	10,000円	10,000円		10,000円

第1期（6月）、第2期（8月）は年金所得に係る税額とその他の所得に係る税額を合算するため、25,000円ずつ納付

### ③ 年金収入と給与収入のある方

年金所得に係る税額については、年金からの天引き（年金特徴）となります。給与所得に係る税額については、これまでどおり給与からの天引き（給与特徴）となるため、納付方法が年金からの天引き（年金特徴）と給与からの天引き（給与特徴）の二つに分かれることになります。

前年度年金特徴でない方（今年度から年金特徴開始の方）は、年金からの天引きの開始は、10月の年金支給分からになりますので、年金所得に係る税額の半分を第1期（6月）、第2期（8月）に個人納付（普通徴収）により、納付書又は口座引き落としで納付いただく必要があります。

※すでに事業所を退職されているなどの理由で、給与所得に係る税額が給与から天引きされない場合は、給与所得に係る税額は個人納付（普通徴収）となります。納付方法の詳しい説明は「② 年金収入とその他所得（不動産、農業等）のある方」をご覧ください。

【例】今年度から年金特徴開始で年税額 90,000 円

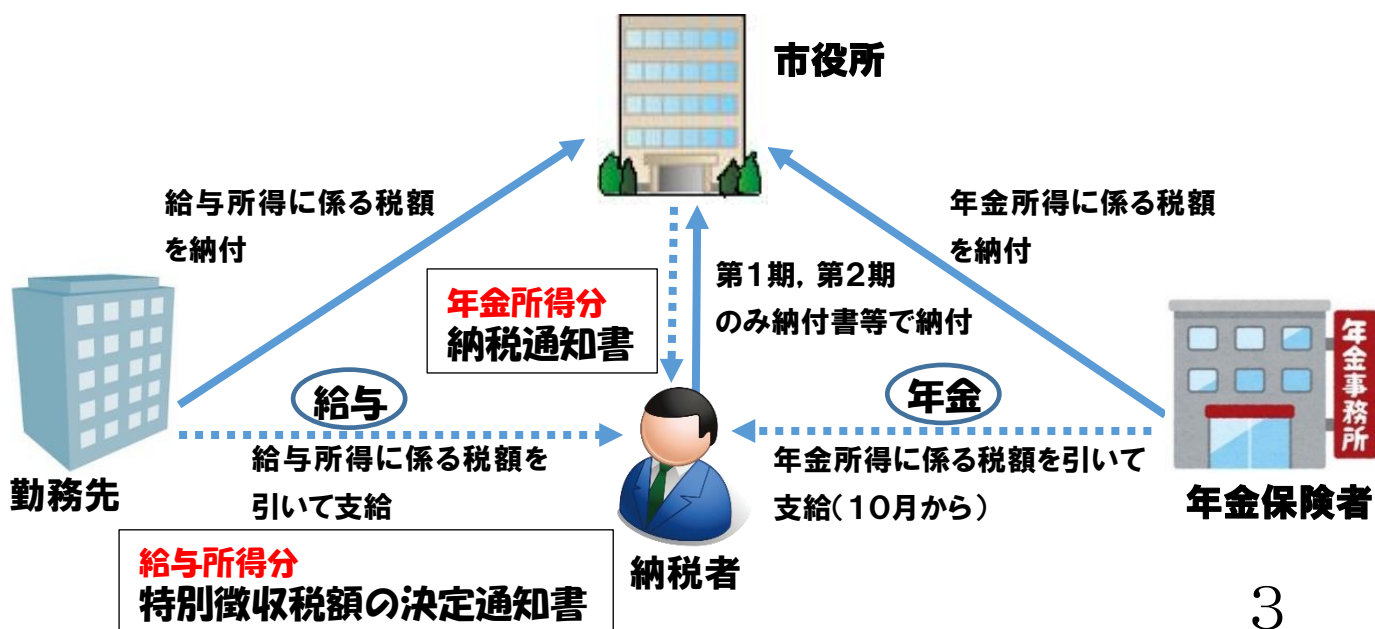
（内訳）給与所得に係る税額 30,000 円 年金所得に係る税額 60,000 円の場合

- ・給与所得に係る税額（30,000 円）は、勤務先の給与から毎月天引き
- ・年金所得に係る税額の半分（30,000 円）を個人納付（普通徴収）
- ・年金所得に係る税額の残り半分（30,000 円）を 10 月、12 月、2 月の年金から天引き

給与所得に係る税額	給与から特別徴収											
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
30,000 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円
年金所得に係る税額	普通徴収 （納付書又は口座引き落とし）						公的年金等から特別徴収					
	第1期(6月)		第2期(8月)		10月		12月		翌年2月			
60,000 円	15,000 円		15,000 円		10,000 円		10,000 円		10,000 円			

普通徴収での納付が必要です。

（口座登録されていない方は納付書でお支払いください。）



## ④ 年金収入と給与収入、その他所得(不動産、農業等)がある方

年金所得に係る税額については、年金からの天引き(年金特徴)となります。

給与所得とその他所得に係る税額については、これまでどおり給与からの天引き(給与特徴)となるため、納付方法が年金からの天引き(年金特徴)と給与からの天引き(給与特徴)の二つに分かれることになります。

前年度年金特徴でない方(今年度から年金特徴開始の方)は、年金からの天引きの開始は、10月の年金支給分からになりますので、年金所得に係る税額の半分を第1期(6月)、第2期(8月)に個人納付(普通徴収)により、納付書又は口座引き落としで納付いただく必要があります。

※すでに事業所を退職されているなどの理由で、給与所得とその他所得に係る税額が給与から天引きされない場合は、給与所得とその他所得に係る税額は個人納付(普通徴収)となります。納付方法の詳しい説明は「② 年金収入とその他所得(不動産、農業等)のある方」をご覧ください。

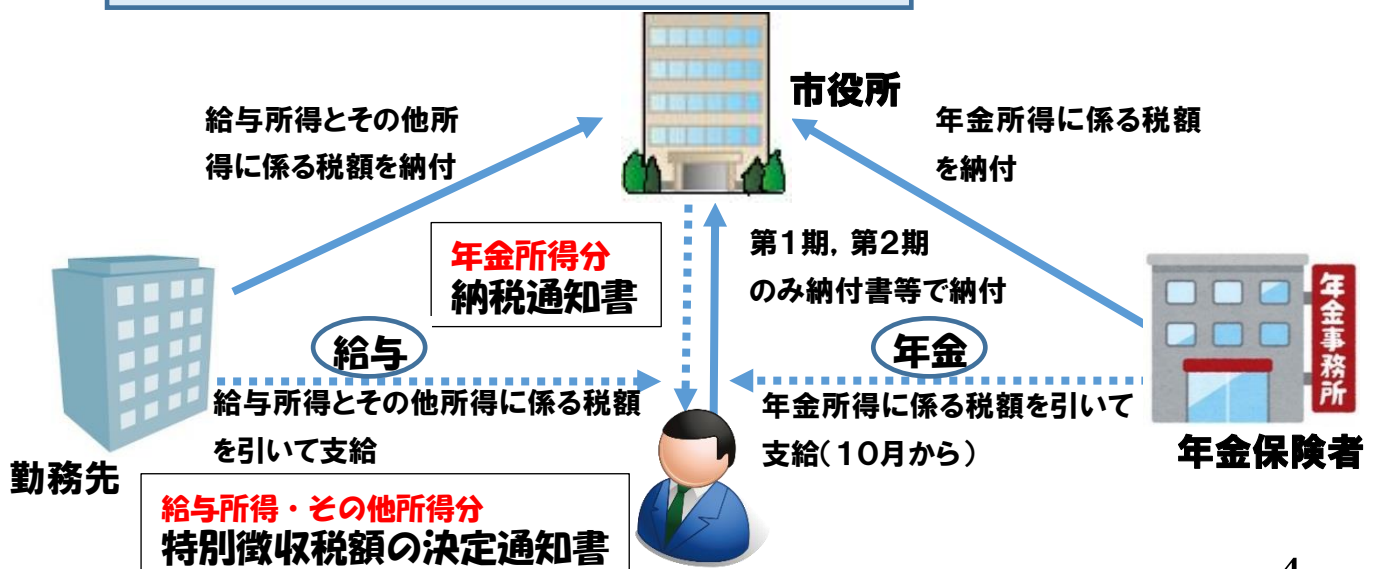
【例】今年度から年金特徴開始で年税額 150,000 円(内訳) 給与所得に係る税額 30,000 円  
年金所得に係る税額 60,000 円 その他所得に係る税額 60,000 円の場合

- ・給与所得に係る税額(30,000 円)とその他所得に係る税額(60,000 円)のあわせて 90,000 円を勤務先の給与から毎月天引き
- ・年金所得に係る税額の半分(30,000 円)を個人納付(普通徴収)
- ・年金所得に係る税額の残り半分(30,000 円)を10月、12月、2月の年金から天引き

給与所得と その他所得に 係る税額	給与から特別徴収											
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
90,000 円	7,500 円	7,500 円	7,500 円	7,500 円	7,500 円	7,500 円	7,500 円	7,500 円	7,500 円	7,500 円	7,500 円	7,500 円
年金所得に 係る税額	普通徴収 (納付書又は口座引き落とし)						公的年金等から特別徴収					
	第1期(6月)			第2期(8月)			10月	12月	翌年2月			
	15,000 円			15,000 円			10,000 円	10,000 円	10,000 円			

**普通徴収での納付が必要です。**

(口座登録されていない方は納付書でお支払いください。)



※ただし、下記の場合は納付方法が異なるためご注意ください。

- ・確定申告時に、給与と年金以外の所得に係る税額の納付方法を「自分で納付」と選択した場合
- ・給与所得とその他所得に係る税額が、毎月の給与収入を上回る場合

**納付方法が三つに分かれることになります**

- ・給与所得に係る税額は給与からの天引き（給与特徴）
- ・年金所得に係る税額は年金からの天引き（年金特徴）
- ・その他所得に係る税額は個人納付（普通徴収）

【例】今年度から年金特徴開始で年税額 150,000 円（内訳）給与所得に係る税額 30,000 円  
年金所得に係る税額 60,000 円 その他所得に係る税額 60,000 円の場合

- ・給与所得に係る税額（30,000 円）は、勤務先の給与から毎月天引き
- ・年金所得に係る税額の半分（30,000 円）を個人納付（普通徴収）
- ・年金所得に係る税額の残り半分（30,000 円）を 10 月、12 月、2 月の年金から天引き
- ・その他所得に係る税額（60,000 円）は、これまでどおり個人納付（普通徴収）

給与所得に係る税額	給与から特別徴収											
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
30,000 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,500 円
年金所得に係る税額	普通徴収 (納付書又は口座引き落とし)						公的年金等から特別徴収					
	第1期(6月)		第2期(8月)				10月	12月	翌年2月			
60,000 円	15,000 円		15,000 円				10,000 円	10,000 円	10,000 円			
その他所得に係る税額	普通徴収 (納付書又は口座引き落とし)											
	第1期(6月)		第2期(8月)				第3期(10月)			第4期(1月)		
60,000 円	15,000 円		15,000 円				15,000 円			15,000 円		

第1期(6月)、第2期(8月)は年金所得に係る税額とその他所得に係る税額を合算するため、30,000 円ずつ納付